

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部局作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	要	数値 目標	担当
社会福祉医療局					
人にやさしいまち づくり指針	H5.3	○趣旨 高齢者、障害者等が住みやすい生活環境を創出するための 各種公共的施設整備における設計上の技術的標準 ○対象 公共建築物、道路、公園、緑地、住宅等		×	保健福祉課 企画係 (内線 2383)
https://www.pref.ehime.jp/h20100/hitomachi/matidukuri.html					
第7次愛媛県地域 保健医療計画 [医療法]	H30.3 [H30～R5年度 (6年間)] 〈当初：S63.4〉	○趣旨 保健医療施策の基本指針 ○保健医療圏 一次＝市町を単位とした地域 二次＝6圏域(宇摩、新居浜・西条、今治、松山、 八幡浜・大洲、宇和島) 三次＝県全域(サブ圏域 東予、中予、南予) ○基本理念 ・必要な地域医療の確保 ・医療機能の分化・連携の推進 ・患者本位の医療の実現 ・健康で安全な地域社会の確立 ・地域包括ケアシステムの構築		○	医療対策課 医療政策グ ループ (内線 2449)
https://www.pref.ehime.jp/h20150/keikaku/keikaku/iryokeikaku.html					
愛媛県地域福祉計 画策定ガイドライ ン [社会福祉法]	H15.3	○目的 市町村地域福祉計画策定を支援するため、市町村への支援 メニュー等を内容とするガイドラインを作成する ○地域福祉計画の内容 地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、解決 するためのサービスを確保・提供する体制づくりを行う		×	保健福祉課 企画係 (内線 2383)
https://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi/chiiki/keikaku/gaidorainn.html					
愛媛県の地域にお ける保健師活動指 針 [地域保健法]	H27.6	○趣旨 愛媛の保健師が取り組むべき保健活動の方向性、目指すべ き保健師像を明確化し質の高い保健活動を目指す。 ○内容 これからの保健師活動の展開方や具体的実践例等を提示		×	医療対策課 地域看護係 (内線 2406)
https://www.pref.ehime.jp/h20150/hokenshi.html					
愛媛県国民健康保 険運営方針 [国民健康保険法]	R3.3 [R3～R5年度(3年 間)] [3年毎に見直し] 〈当初：H29.12〉	○目的 県と市町が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実 施するとともに、市町の事業の広域化、効率化や医療費適正 化等を推進する。 ○内容 ・国保の医療に要する費用及び財政の見直し ・国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法 ・保険料の徴収の適正な実施 ・市町における保険給付の適正な実施 ・医療費適正化の取組み ・市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の 推進 等		×	医療保険課 国保係 (内線2436)
https://www.pref.ehime.jp/h20180/kokuho/uneihoushin.html					

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部局作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
第3期愛媛県医療 費適正化計画 [高齢者の医療の確 保に関する法律]	H30.3 [H30～R5年度 (6年間)] 〈当初：H20.3〉	○趣旨 県民の健康の保持の推進に関する目標を定め、目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指す。 ○内容 特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率、成人の喫煙率、後発医薬品の使用促進に関する目標数値及び目標達成に向けた施策を設定する。	○	医療保険課 医療係 (内線 2438)
https://www.pref.ehime.jp/h20180/iryouthekiseikakeikaku/iryouhi.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

保健福祉部

[令和3年4月1日現在]

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	要	数値 目標	担当
健康衛生局					
第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」 [健康増進法]	H25.3 [H25～R5年度 (11年間)] 〈当初：H13.3〉	○目的 すべての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す。 ○県民の健康の増進の推進に関する基本的な方向 5つの基本的な方向で健康づくり運動を展開する。 ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小 ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 ④健康を支え、守るための社会環境の整備 ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善		○	健康増進課 健康政策グループ (内線 2401)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/kenkou21/keikaku.html					
第3次愛媛県食育推進計画 [食育基本法]	H29.3 [H29～R5年度 (7年間)] 〈当初：H19.3〉 [R6.3改定予定]	○目的 県民一人ひとりが、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むために、食に関する知識と食を選択する力を習得し、自らの健全な食生活めざす ○基本方針 4つの基本方針により食育推進の施策展開をする。 ①家庭・学校・地域等それぞれの役割に応じた食育の推進 ②環境と調和のとれた農林水産業と食文化に根ざした食育の推進 ③県民運動としての食育の推進 ④ライフステージに応じた食育の推進		○	健康増進課 健康政策グループ (内線 2401)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/shokuiku/index.html					
第2次愛媛県歯科口腔保健推進計画 [愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例]	H29.3 [H29～R5年度 (7年間)] 〈当初：H24.3〉 [R6.3改定予定]	○趣旨 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ○基本方針 2つの項目を基本方針とし、施策の展開を図る。 ①ライフステージ等に応じた切れ目のない歯と口腔の健康づくりの推進 ②歯と口腔の健康づくり推進のための基盤整備・連携推進		○	健康増進課 健康政策グループ (内線 2401)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/shika/index.html					

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県がん対策推進計画 【第3次】 [がん対策基本法]	H30.3 [H30～R5年度 (6年間)] (当初：H20.3)	○趣旨 がん対策の総合的かつ計画的な推進を図る ○基本方針 ・がん医療の均てん化及び効率的かつ持続可能ながん対策の実現 ・がん患者を含む県民の視点に立ったがん対策の実施 ・予防・治療・共生を柱とした県民総ぐるみのがん対策の推進 ○全体目標 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を67.9以下とする ・科学的根拠に基づくがんの予防・がん検診の充実 ・患者本位の安全・安心で質の高いがん医療の提供 ・がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現	○	健康増進課 健康政策グループ (内線 2401)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/gan_iryuu/gankeikaku.html				
愛媛県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(愛媛県感染症予防計画) [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律]	H12.9 [H24.3改定] [H29.12改定]	○目的 法第10条に基づき策定する、感染症の発生、拡大防止のための対策の方針 ○内容 関係部門・市町村等との連携を図った予防対策の推進、感染症患者の集団発生時の危機管理体制の確立、二次医療圏域又は保健所圏域ごとの医療体制の確保、住民への予防啓発等	×	健康増進課 感染症対策係 (内線 2402)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/kenkou/kansen/keikaku/index.html				
愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画 [新型インフルエンザ等対策特別措置法]	H25.12	○目的 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限になるよう対策を講じる。 ○主要項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止(予防接種を含む)、⑤医療(抗インフルエンザウイルス薬を含む)、⑥県民生活・県民経済の安定の確保に分類し、具体的対策を講じる。	×	健康増進課 感染症対策係 (内線 2402)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/kenkou/kansen/keikaku/flu.html				
第2次愛媛県自殺対策計画 [自殺対策基本法]	R2.3 [R2～R6年度(5年間)]	○趣旨 「県民の誰も自殺に追い込まれることのない愛媛県」を目指して、更なる自殺対策強化を図るため、2次計画を策定 ○概要 生きることの阻害要因を排除し、促進要因を増やしていけるよう、幅広い具体的な施策を盛り込み「基本施策」「重点施策」「生きる支援につながる関連施策」として、計98の施策に取り組むことによって、総合的な自殺対策を講じる。	○	健康増進課 精神保健係 (内線 2403)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/jisatu/jisatsukeikaku.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県アルコール健康障害対策推進計画 [アルコール健康障害対策基本法]	H30.3 [H30～R4年度(5年間)]	○趣旨 不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人のみならず家族にも深刻な影響を与えるほか、重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことから関連する施策との有機的な連携を図りながら、健康障害対策に取り組むもの。 ○重点目標 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及及びアルコール健康障害の発生予防 2 予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ○重点施策 1 地域の状況の把握と全ての世代に対する正しい知識の普及 2 アルコール健康障害を有している者及びその家族を支援につなげるための連携強化	○	健康増進課 精神保健係 (内線 2403)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/izonsoyou.html				
愛媛県薬物依存症対策推進計画	H31.4 [H31～35年度(5年間)]	○趣旨 保健や医療などの支援につながりにくい薬物依存症に対し、関係機関が連携し、社会復帰に向けた取り組みを計画的に推進するために策定 ○重点目標 1 将来にわたる薬物依存症患者の発生を予防 2 薬物依存症に対する支援体制の整備 ○重点施策 1 正しい知識の教育及び普及啓発の充実 2 薬物依存症を有している者及びその家族を支援につなげるための連携体制の強化	○	健康増進課 精神保健係 (内線2403)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/izonsoyou.html				
愛媛県ギャンブル等依存症対策推進計画	H31.4 [H31～33年度(3年間)]	○趣旨 ギャンブル等依存症は、当事者が疾病であるという認識を持ちにくく、日常生活や社会生活に様々な問題を生じていることから、関連法令や各種計画と連動し、関係機関が計画的に対策に取り組んでいくために策定 ○重点目標 1 将来にわたるギャンブル等依存症患者の発生を予防 2 ギャンブル等依存症に対する支援体制の整備 ○重点施策 1 普及啓発の推進 2 ギャンブル等依存症を有する者及びその家族を適切な支援につなげるための連携体制の強化	○	健康増進課 精神保健係 (内線2403)
https://www.pref.ehime.jp/h25500/izonsoyou.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
令和3年度愛媛県 献血推進計画 [安全な血液製剤の 安定供給の確保等に 関する法律]	R3.3 [毎年見直し]	○目的 血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図り、血液の利用の適正及び献血者等の保護を図る。 ○計画概要 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律により、国が策定する「基本方針」及び「献血推進計画」に基づき、献血について住民の理解を深めるとともに採血事業者による献血の受入が円滑に実施されることを目的として定める計画	○	薬務衛生課 薬事係 (内線 2391)
https://www.pref.ehime.jp/h25300/kenketsu/kenkeukeikaku.html				
愛媛県広域火葬計 画	H26.3	○目的 災害等発生時における被災市町の広域火葬を円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町における公衆衛生の確保を図る。 ○計画概要 大規模災害時における火葬の処理能力を超える事態を想定した広域火葬の手順等を定める。	×	薬務衛生課 環境衛生係 (内線 2394)
https://www.pref.ehime.jp/h25300/kankyoueisei/26kouikikasou.html				
第2次愛媛県食の 安全安心の推進に 関する計画 [愛媛県食の安全安 心推進条例]	H27.3 [H27～R3年度 (7年間)] [R2.3改定]	○目標(スローガン) 「安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信」 ○基本施策 Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保 Ⅱ グローバル化に対応した食の安全安心の確保 Ⅲ 相互理解と協働による食の安全安心の確保 ○施策の方向 「基本施策」を推進するため、15項目を設定。 (うち★特に重視6項目) ○具体的な取組み 個々の「施策の方向」に対する具体的な取組みを59項目設定。	○	薬務衛生課 食品衛生係 (内線 2395)
https://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/index.html				
令和3年度愛媛県 食品衛生監視指導 計画 [食品衛生法]	R3.3 [毎年度]	○趣旨 食品衛生法に基づき、地域の実情を踏まえて、食品等に関して重点的に監視指導を実施すべき項目等について定める。 ○基本方針 ・愛媛県の実情に即応した監視指導 ・消費者、食品関連事業者及び行政の役割とコミュニケーション ・食品供給行程(フードチェーン)の各段階における監視指導 ・生産段階の食品安全規制と連携した監視指導	○	薬務衛生課 食品衛生係 (内線 2395)
https://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/index.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県動物愛護管理推進計画 [動物の愛護及び管理に関する法律]	R3.3 [R3～R12年度 (10年間)] <当初：H20.3>	○趣旨 動物愛護管理の推進により、豊かな地域社会を確立することをめざし、県が取り組む中長期的な計画として策定 ○基本方針 ・「人と動物が共生する豊かな地域社会の確立」 ・動物愛護管理に関する課題に対して、愛媛県、各市町、関係団体、民間企業等及び県民が連携して取り組む。	○	業務衛生課 乳肉衛生・動物愛護係 (内線 2396)
https://www.pref.ehime.jp/h25300/dobutuaigno/karrisuisin.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
生きがい推進局				
第2期えひめ・未来・子育てプラン (後期計画) [次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、愛媛県少子化対策推進条例]	R2.3 [R2～6年度 (5年間)] 〈当初：H27〉	○目的 少子化対策、子育て支援、ひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困対策等、子どもに関わる総合的な計画として、結婚を望む人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる愛媛づくり等を推進する。 ○内容 労働、保健、医療、福祉、教育、警察など幅広い分野から目標指標を設定	○	子育て支援課 子育て支援企画係 (内線 2413) ひとり親家庭係 (内線 2411) 保育・幼稚園係 (内線 2412)
https://www.pref.ehime.jp/h20300/plan/dai2ki-kosodatepuran_koukikeikaku.html				
愛媛県家庭的養護 推進計画	H27.3 [H27～R11年度 (15年間)] ※令和2年度からは 新計画に移行予定	○趣旨 社会的養護を必要とする児童を可能な限り家庭的な環境において養育することができるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や里親・ファミリーホームの推進を計画的に進める。 ○目標 推進期間を5年ごとの3期(前期・中期・後期)に区分した各期ごとに、施設の分園・小規模化、里親・ファミリーホームへの委託数の目標値を設定。 ○その他 令和元年中に、新たに愛媛県社会的養育推進計画(令和2年度～)を策定予定。 ※新計画策定に合わせて、家庭的養護推進計画は廃止予定	○	子育て支援課 児童・婦人施設係 (内線 2414)
https://www.pref.ehime.jp/h20300/plan/sisetukakari.html				
愛媛県社会的養育 推進計画	R2.3 [R2～11年度 (10年間)]	○趣旨 国の「新しい社会的養育ビジョン」(H29.8)における家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、社会的養育の体制整備の基本的考え方、全体像及び取組を明記した新たな計画を策定する。 ○目標 推進期間を5年ごとの2期(前期・後期)に区分した各期ごとに、里親等委託率などの数値目標を設定。	○	子育て支援課 児童・婦人施設係 (内線 2414)
https://www.pref.ehime.jp/h20300/plan/sisetukakari.html				
第5次愛媛県障がい者計画 [障害者基本法]	R2.3 [R2～R5年度 (4年間)] 〈当初：S57.3〉	○趣旨 本県における障がい者施策の基本計画。障がいの有無に関わらず、誰もが互いに人格を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支えあう「共生社会」の実現を目指す。 ○計画概要 ①障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援、②障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進、③バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上、④分野横断的な障がい者施策の推進を基本方針とし、地域生活の支援や特別支援教育の充実、雇用・就業、経済的自立の支援等の分野別施策の具体的方策を定める。	○	障がい福祉課 障がい政策係 (内線 2422)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/syougaisyakeikaku5.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部局作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県障がい福祉 計画(第6期) [障害者総合支援法]	R3.3 [R3~R5年度 (3年間)] [3年毎に見直し] (当初:H19.3)	○趣旨 障がい者を支援する障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備する。 ○計画概要 障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を促進するため、必要となる障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する数値目標や必要見込みを定める。 ○その他 愛媛県障がい児福祉計画(第2期)と一体的に策定。	○	障がい福祉課 障がい政策係 (内線 2422)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/syougaihukushikeikaku6.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部署作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県障がい児福祉計画(第2期) [児童福祉法]	R3.3 [R3~R5年度 (3年間)] [3年毎に見直し] (当初:H30.3)	○趣旨 障がい児を支援する障害児通所支援等の提供体制を計画的に整備する。 ○計画概要 障がい児支援のニーズの多様化や課題等に対応するため、必要となる障害児通所支援等に関する数値目標や必要見込みを定める。 ○その他 愛媛県障がい福祉計画(第6期)と一体的に策定。	○	障がい福祉課 障がい政策係 (内線 2422)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/syougaihukushikeikaku6.html				
愛媛県発達障がい者支援指針【第2次】	R3.3 [3年毎に見直し] (当初:H30.3)	○策定の趣旨 支援者や関係者が地域における課題を共有するとともに、統一した方針のもとで有機的に連携し、総合的かつ重層的な支援体制の整備や計画的な施策検討を行うために本指針を策定。 ○基本理念 (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援 (2) 家族なども含めた、きめ細かな支援 (3) 地域の身近な場所で受けられる支援	×	障がい福祉課 在宅福祉係 (内線 2423)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/hattatsu/hattatusyougaisien.html				
愛媛県障がい者工賃向上計画【第4期】	R3.8改定予定 [R3~R5年度 (3年間)] [3年毎に見直し] (当初:H20.1)	○趣旨 就労継続支援B型事業所等において生産活動を行っている障がい者が、地域で経済的に自立した生活を送れるようにするため、障がい者の工賃水準を向上させる。 ○目標 就労継続支援B型事業所の工賃実績を踏まえ、令和5年度の目標工賃額を設定する。	○	障がい福祉課 障がい支援係 (内線 2424)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/kouchin/daisanki_kouchin_koujou_keikaku.html				
愛媛県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針 [障害者優先調達推進法]	R3.5改定予定 [毎年度見直し] (当初:H25.9)	○趣旨 法の規定に基づき、全ての県機関において障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図る。 ○目標 令和2年度の調達実績額を踏まえ、令和3年度の目標調達額を設定する。	○	障がい福祉課 障がい支援係 (内線 2424)
https://www.pref.ehime.jp/h20700/kouchin/yyusen_tvoutatusuisin.html				
愛媛県高齢者保健福祉計画【第8期】 [老人福祉法]	R3.3 [R3~R5年度 (3年間)] (当初:H12.11) [3年毎に見直し]	○趣旨 愛媛県における高齢者施策の目指す方向性を提示 ○政策目標 住み慣れた地域で安心して、自分らしく愛顔で暮らせる共生社会づくり	○	長寿介護課 長寿政策係 (内線 2446)
https://www.pref.ehime.jp/h20400/1175070_1885.html				

愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧(各部局作成用)

[令和3年4月1日現在]

保健福祉部

名称 [根拠法]	策定年月 [計画期間等]	概要	数値 目標	担当
愛媛県介護保険事業支援計画 【第8期】 [介護保険法]	R3.3 [R3～R5年度 (3年間)] 〈当初： H12.11〉 [3年毎に見直し]	○趣旨 介護サービス量の見込みを定め、介護保険制度の円滑な実施を支援 ○整備目標 今後のニーズ等を踏まえ各保険者(市町)が推計した介護サービスごとの見込量等を圏域ごとに集計	○	長寿介護課 長寿政策係 (内線 2446)
https://www.pref.ehime.jp/h20400/1175070_1885.html				